

令和4年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和4年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和4年9月30日(金) 午前10時～正午
場所	宇治市役所7階703会議室
出席者	(委員) 檜垣会長 村中委員 大槻委員 島多委員 能瀬委員 吉田委員 和田委員 (事務局) 中嶋課長 次郎内副課長 綿引係長 岡田主任 古池主任 (傍聴者) 1名
1	開会
2	<p>本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について 宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(案)(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明 事務局から、「宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(案)」についての資料の説明を行った。</p>
3	<p>報告事項 宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について</p> <p>(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答 (主な発言内容)「○:委員、→:事務局」</p> <p>○宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法施行条例」という。)に、条例要配慮個人情報を規定しないのは、宇治市に条例要配慮個人情報がないからか。それとも宇治市の独自の規定が別にある規定しないのか。</p> <p>→宇治市個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)に要配慮個人情報の定義は規定されていない。現行条例第5条第3項にセンシティブ情報の収集禁止事項が規定されているが、それらは改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」という。)の要配慮個人情報と比較し表現の違いはあるものの、実質的に同じであると考えている。また、本市が保有する個人情報のうち、地域の特性に応じた取扱いに特に配慮を要する個人情報は無いと考えるため法施行条例に条例要配慮個人情報を規定しない。</p> <p>○現行条例第5条に規定している事項のうち、身体的特質は、改正法の定義にないのではないか。</p> <p>→現行条例の逐条解説では、病歴、遺伝に関する情報その他身体的特質に関する情報について、これに該当する例として「心身障害、病歴、遺伝子に関する情報、遺伝子そのものではないがこれに起因する病気等に関する個人情報」としている。これらの情報は、改正法第2条第3項に定める「病歴」及び政令第2条第1項第1号に定める「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む)その他の個人情報保護委員会規則で定める心</p>

- 身の機能の障害があること」に該当すると考えるため、現行条例第5条に規定している身体的特質は改正法の定義に含まれている。
- 現行条例で規定しているのに改正法により対応ができなくなるのは保護のレベルを下げることになるのではないか。政令の要配慮個人情報に含まれない部分があるのだから、条例に入れるかどうかを検討すべき。そのうえで、最終的に条例要配慮個人情報と規定するかどうかを判断すべき。
- 要配慮個人情報について、改正法の条例要配慮個人情報の定義と現行条例のセンシティブ情報を比較すると、表現の違いはあるものの、実質的に同じであると考えため、条例要配慮個人情報を規定しなかったとしても個人情報の保護のレベルが下がるとは考えていない。
- 不開示情報について、現行条例では「個人情報に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」という規定があり、プライバシーとして保護に値するならば不開示とするプライバシー型となっている。改正法は第78条第1項第2号で開示請求者以外の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるものを不開示とする個人識別型を原則とするも、同条第2項において、情報公開条例の規定に揃えることも認めている。現行条例はプライバシー型であり、現行の宇治市情報公開条例もプライバシー型であることを鑑み、施行条例においては開示対象を狭めずに、プライバシー型を維持すべきではないか。
- 検討する。
- 訂正請求について、現行条例では開示請求後でなくても請求することができるが法施行条例で規定しないのか。
- 改正法は、開示決定を訂正請求に先行しなくてはならないという規定にはなっておらず、また、訂正請求の対象が明確であれば開示請求の必要はない。
- 例えば、証明書の交付を受けた文書に誤り等があり、訂正を求める対象が明らかになっている場合にまで、改めて開示請求を行ってからさらに訂正請求を行うのは明らかに迂遠であり、市民が正しい証明書を提出すべき期限に間に合わなくなるといった市民に不都合な事態が生じる可能性がある。
- どうしても、条例に開示前置を選択するのであれば、誤記等での訂正希望箇所が明確な場合には迅速な処理がなされるように、内部処理規定等によって事実上市民の便宜を図ることができるような工夫をすることを検討してほしい。
- 改正法においては、開示決定を受けた後に訂正請求をすることができる規定になっている。今後、どのようにするか検討する。
- 現行条例第37条で、条例の目的・趣旨に照らして条例に違反していると認められる場合に、何人でも当該取扱いの是正を申し込むことができる旨を規定している。改正法に規定がないため法施行条例で規定してはどうか。現行条例第39条第3項では、「是正の申し出に対する処理を行ったときは、審議会に報告しなければならない。」と規定し

- ているが、今後どうするのか。
- 法施行条例で規定するのか、他の方法で手当てするかどうか今後検討する。
- 改正法では保護する個人情報の実施機関に議会が含まれていない。議会についてはどうなるのか。
- 改正法では、地方公共団体の定義から議会は除かれている。そのため、議会は自らを対象とした個人情報の取扱いについて新たに条例を制定する予定である。なお、議会に対して開示請求があり、審査請求があった場合、市長が設置する審議会に当該審査請求に係る諮問の依頼がある可能性は考えられる。
- 改正法第107条の第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等について、行政不服審査法第4条の規定の特例は設けないのか。
- 設ける予定はない。
- 改正法では審査請求での審理員の規定は除外されているが審理手続きは除外されていない。除外するのであれば条例の規定が必要ではないのか。
- 審理手続について、国のガイドラインでは、条例の定めにより審査庁における審理手続自体を不要とすることは、改正法第106条の規定に反することとなると示されており、条例で審理手続の除外規定は設けることはできない。
- 現行条例で守られている規定については改正法で許容されているのであれば残していただきたい。
- 改正法第129条では「審議会に諮問することができる。」と規定されているが、法施行条例では定めないのか。
- 改正法第129条に規定する審議会への諮問について定める。諮問事項については、個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めたとときに諮問する予定である。
- 「自己を本人とする保有個人情報」に該当する場合以外の非生存者に関する保護制度の方針を伺いたい。現行条例では第2条の「個人情報」には、非生存者の個人情報も含まれているが、改正法では生存している者に限定している。
- 非生存者に関する情報は改正法の対象外であるが、利用目的を超えない取扱いや漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然であり、これまでと同様に適切な管理を行う。

#### 4 閉会

(会長署名)